

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成18年12月20日認可した。

平成19年1月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市林地区土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本村地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）葛谷南地区
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）辻尾池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）新池地区
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小山地区